

(独) 環境再生保全機構
公害健康被害補償業務の徴収業務の評価 (案) の概要
(平成 21 年度～平成 24 年度分)

1 業務内容及び契約期間

(1) 業務内容：

(独) 環境再生保全機構 (以下、「機構」という。) は、納付義務者が排出した硫黄酸化物量に応じて汚染負荷量賦課金を徴収する業務を行っているところ、機構は、当該業務の一部である、「納付義務者に対する申告書等の送付及び受理点検、申告・納付説明会の開催、制度の普及宣伝、申告・納付の協力要請等の業務」を委託している。

(2) 契約期間：

平成 21 年 3 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 5 年 1 か月間

2 実施状況に関する評価

(1) 実施要項中に調査項目として掲げられた以下の事項を全て達成。

ア 申告書の提出率

徴収実施期間の終了日時点の申告書の提出率 (納付義務予定者名簿の事業所件数に対する実際に申告があった割合をいう。) が 96% 以上であること。

イ 機構への関係書類の送付

(ア) 受託者が受理した申告書等を、法令に定める期限後 10 日以内に遅延なく機構へ送付すること。

(イ) 「委託事業実績所」及び「業務実施台帳」を、毎年 6 月 30 日までに遅滞なく機構へ提出すること。

(2) 受託業者においては、各地の商工会議所が有している、i) 地元の商工会議所会員企業との信頼関係及び ii) 本件業務に関するノウハウ、情報漏洩リスクの低い独自構築のイントラネット等の活用の他、全国に商工会議所が存在するメリットを活かした申告・納付相談会の実施等がなされており、業務の質の向上が図られていると評価できる。

3 実施経費に関する評価

各年度における経費は、1 億 8 千万円程度で推移しており、従来の実施 (平成 20 年度の経費) に要した経費約 1 億 9556 万円と比較して、いずれの年度においても、約 8.5% の経費が削減されている。

4 今後の事業について

次期事業においても引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が期待される。

ただし、経費の削減の幅が 8.5%程度で固定化される傾向が現れているところであり、今後、さらなる削減が民間の創意工夫で可能となる余地がないか、見直しを続けることが望まれる。また、本事業の入札においては 3 者が入札に参加したものの、2 者については「必須項目を全て満たす」ことができなかった。次期事業においては、「健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護」（公健法 1 条）を実施するために必要となる、「財源の確実な徴収」という重要な政策目的を達成しつつ、他方では競争性の確保も図るべく、「必須項目」の内容につき、過重な「必須項目」が存在しないかなどについて、改めて検討することが必要と考えられる。

以上